

京都市訓令甲第 3 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の出勤簿の整理及び休暇の取得状況等の記録に関する規程の一部を次のように改正する。

平成28年12月28日

京都市長 門 川 大 作

別表第2 21の項中「21」を「22」に改め、同表20の項中「20」を「21」に改め、同表19の項中「19」を「20」に改め、同表18の項中「18」を「19」に改め、同表17の項中「17」を「18」に改め、同表16の項中「16」を「17」に改め、同表15の項中「15」を「16」に改め、同表14の項中「14」を「15」に改め、同表13の項中「13」を「14」に改め、同表12の項中「12」を「13」に改め、同表11の項中「11」を「12」に改め、同表10の項中「10」を「11」に改め、同表9の項中「9」を「10」に改め、同表8の項中「8」を「9」に改め、同表7の項の次に次の1項を加える。

8	介護時間	介 護 時 間
---	------	------------

別表第3 5の項中「5」を「6」に改め、同表4の項の次に次の1項を加える。

5	介護時間	(1) 介護時間を取得する職員の氏名 (2) 介護時間を取得する旨を申し出た日 (3) 介護時間を取得する期間 (4) 給与が減額されることとなる時間数 (5) 介護時間を取得する理由
---	------	--

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)